

11月は「秋のこどもまんなか月間」

四日市で

笑顔いっぱい 子育てライフ!

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足しました。こども基本法では、**すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会「こどもまんなか社会」の実現**を目的としています。こども家庭庁は、社会全体でこどもや子育て中の人を支える機運を高めていくために5月と11月を「こどもまんなか月間」と定めています。秋のこどもまんなか月間にあたる今月は、本市のこども・子育ての取り組みを紹介します。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて大切な考え方

こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達に合わせた、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 こどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて大事にされ、こどもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられること。
- 5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同じような環境が用意されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども基本法に沿って、こどもとその家族が暮らしやすい環境づくりを進めていきます

本市はこどもまんなか応援サポーターを宣言しています

こどもまんなか応援サポーターとは？

こどもの意見を聴き、尊重し、こどもにとって良いことは何かを考え、実際に行動する個人や団体・企業、自治体のことです。

本市は、令和5年7月7日に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。



こどもの意見を聴くために、中高生を対象としたワークショップを開催しました。



本市の好きなところは？

- スポーツ施設が充実している
- お祭りやイベントが多い
- 自然が多い

ここがマイチ

- 交通が不便
- 治安が悪い
- ポイ捨てが多い

市にやってほしいこと

- 放課後に、勉強できる場所がほしい
- 屋内で遊べる施設がほしい
- こども同士が交流できるまちにしてほしい
- 特産品が増えてほしい

いろんな意見が出たよ!

大人が気を付けることは？

こどもの意見や選択・決定を尊重し、自己実現を後押しするために、まずはこどもの声を聴きましょう。大人でも自分の考えをうまく伝えるのは難しいです。こどもは自分の気持ちや思いをうまくまとめられなかったり、言い出す勇気が必要だったり、不安やプレッシャーを感じる場合があり、聴く側の工夫や配慮が大切です。

次のことに気を付けてみましょう

ポイントは「傾聴力」

- 「あなたの話、聞いてますよ」を全力で伝える
- アイコンタクトやあいづち、体や顔の向き・表情は大切



聴くときに意識したいこと

- 興味を持って聴き、受けとめる
- 話してくれたことに対する感謝を態度・言葉で示す
- 無意識の思い込み・偏見や社会的通念にとらわれない
- 自分(大人)の価値観を押し付けない・誘導しない
- 意見を言わないことも認めて、忍耐力を持つ

悪い例

- ながら聴き、無感動、割り込み、否定、尋問、いきなりアドバイスをするなど。差別的な言動は特に注意しましょう





子どもと一緒にたくさんのごことを体験・経験しよう!



令和6年度 市内で2つの子育て支援センターがリニューアル

子育て支援センターは、主に乳幼児(0~3歳)と保護者向けに、親子が気軽に集える場所を提供し、育児相談や子育て情報の提供の場として支援活動をしています。

お近くのセンターはこちらから



4月からリニューアル 高花平こども園子育て支援センター

0~2歳児の目線を意識して選んだ木製のおもちゃが好評で、特に滑り台が人気です。毎月実施している誕生日会では、遊びに来ている利用者と職員が歌を歌ったり、メダルを渡したりしてお祝いします。誕生日会を楽しみに来てくれる親子もいて大変喜ばれています。

最近では、リピーターも増えてきて、多くの親子が遊びに来ています。今後、センターでの出会いをきっかけに、保護者同士の横のつながりができて、交友関係が広がっていくことを願っています。



時 9:30~14:30 所 高花平二丁目 1-56
☎ 337-8607

9月からリニューアル 日の本保育園子育て支援センター

センターでは手遊びの時間に、音楽に合わせて体を動かすリトミックや、カレンダーで日にちを数えるなどの知育遊びが好評です。後日参加者から「家でカレンダーの数字を数えるようになりましたよ」という声を聞くと、やりがいを感じます。JR 富田駅の近くにあるので、電車が通過して子どもが喜んでいるのを見ると癒されます。

時には子育てで疲れることもあるかと思いますが、そんな時にはセンターへ遊びに来てみてください。きっとリフレッシュできますよ。



時 9:30~14:30 所 松原町 3-2
☎ 340-0841

こども子育て交流プラザに行ってみよう

0~18歳の子どもと子育てに関心のある人なら誰でも使える児童館機能と子育て支援機能を併せ持つ施設です。年末年始を除いて、毎日開館しています。

来館している子どもたちにインタビューをしました!

ボール遊びをしたり、KAPLA[®]という木製ブロックで遊んだり、いろいろな遊びができるのがプラザの楽しいところです。ここに来たら友達に会えるので、夏休みはたくさん来ていました。宿題をすることもありますがおもちゃがたくさんあるけれど、今よりもっとおもちゃやボールが増えたらうれしいです。



毎月第1・最終火曜日 16:10から「ココロ通信」OA! (第1火曜日は再放送)

クラブ活動の一環で、毎月(TY-FM)の収録をしています。小学生から中学生までの子どもが楽しく収録を行い、こどもの意見を発信しています。

プラザについて詳しくはこちらから



時 9:00~19:00 (小学生のみは17:00まで・5~8月は17:30まで) 所 東新町 26-32 ☎ 330-5020

育児教室・育児相談

パンダひろばへ遊びに来てね



毎月1回、子育ての仲間づくりのための教室「パンダひろば」を開催しています。日頃の子育ての疑問や悩みについてみんなでしゃべりませんか。

保護者同士でコミュニケーションを楽しむ時間を設け、参加者からは、「初めて参加していろいろとお話できて楽しかった」、「同じことで悩んでいる人もいて共感した」、「日頃の育児疲れのリフレッシュができた」などの声をたくさんいただいています。

対 市内在住の生後6カ月までの赤ちゃんとその家族
時 10:00~11:00頃 (毎月1回) 所 総合会館5階



パパの参加も増えています

ふたごちゃんみつごちゃんようこそ



「さくらんぼひろば」は、多胎児家族の交流の場です。「ふたごのお風呂どうしている」、「同時に泣いた時はどうする」など、多胎児ならではの育児の悩みについて、みんなでたくさんお話しませんか。多胎妊娠中の人もぜひご参加ください。



対 市内在住の未就学の多胎児と家族、多胎妊娠中の人と家族
時 10:00~11:00頃 (毎月1回)
所 総合会館5階

保育士の募集

市内の保育所、認定こども園では保育士を募集しています。本市は、保育士が安心して働き続けることができるよう、サポートの充実に取り組んでいます。

詳しくは、パンフレットをご覧ください。

保育士の募集について、詳しくはこちらから



Interview /

現役の保育士さんに、保育士の魅力をインタビューしました。

本市で保育士になると、令和5年度に新設された四日市市幼児教育センターに気軽に相談ができるのがとても心強いです。保育現場で長年勤務されていた先生が複数いらっしゃるの、何か相談したい時に訪問すると、積極的に声を掛けてくださり、一緒に保育を考え、たくさんアドバイスを頂けます。また、音楽素材や絵本、エプロンシアターなど園にはない保育教材があるので、日々の保育に生かしています。

たくさんのおもちゃに慕われ、その子たちの日々の成長を間近で見られる保育士の仕事はとてもやりがいがあります。貴重で尊い経験ができる仕事ですので、ぜひ一緒に働きませんか。

内部保育園 保育士





困ったときは、抱え込まずご相談ください



妊娠・子育て家庭に寄り添う「伴走型相談支援」



妊娠期から出産、子育て期まで、保健師や助産師などが面談して出産・育児の相談を行い、産前・産後に利用できる子育て支援サービスや、育児の相談ができる場所などの情報をお伝えします。

妊娠届出時および出産後の面談の後には、経済的支援として支給される応援金の申請ができます。

地区市民センターなどで妊娠届出をして、窓口で面談できない人には後日、オンライン面談を実施しています。

詳しくはこちらから



子育てコンシェルジュがあなたの子育てを応援します



子育てコンシェルジュとは、子育て中の保護者の皆さんの立場に立ってお話をお聞きし、多様な子育て支援情報やサービスを分かりやすくお伝えし、適切な支援につなげる案内人です。

育児は不安や心配事がつきものです。「こんなこと聞いてもいいのかな」「こんなことでしんどいって思うの、変なのかな」なんて思わず、子育てに関する心配や悩み事をお気軽にご相談ください。

詳しくはこちらから



経済的支援、保育や家事の援助

結婚祝金 (HP ID 1679449220057)

婚姻届提出時点で、市内在住でご夫婦ともに39歳以下の人に、1夫婦あたり10万円の祝金を交付します。

※婚姻届提出から6カ月以内に申請してください

こんなまちになってほしい!

- 就職を機に四日市市にきたので、企業を誘致していただき、人が集まるまちになってくれれば嬉しい。
- 道路の利便性をより高めてほしい。



結婚祝金プレミアム贈呈イベントでの集合写真

不妊治療費補助 (HP ID 1506082781332)

不妊治療の治療費を上限5万円まで補助します。一子につき6回まで申請できます。



子育て世帯への経済的支援

事業・取り組み	内
子ども医療費の窓口負担無料	令和6年9月から、医療費の窓口負担無料を「15歳まで」から「18歳まで」に拡大
一人親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭などの保護者の保険診療にかかる自己負担分を助成
児童手当の支給	令和6年10月から、手当の支給対象児童を「15歳まで」から「18歳まで」に拡大
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭などを対象に、児童扶養手当を支給

第2子以降子育てレスパイトケア事業「よっかいちニコニコ子育て応援券」



第2子以降の子を出産後、上の子を対象に、一時保育、病児保育の利用料が2回まで無料になる券で、令和6年4月からはさらに家事支援サービスが対象となりました。

有効期間は産後12カ月までなので、券をお持ちでない人は、ぜひご申請ください。

※家事支援サービスでは、部屋の掃除や洗濯、買い物代行などに利用できます。
※事業所によって対応できるサービスが異なるため、事前にご確認ください。
※ハウスクリーニング(専門的な技術や道具を使用してクリーニングするサービス)は対象外です。

とっても便利!



詳しくはこちらから



「虐待かな?」と思ったら



まずは、下記のいずれかに連絡を!
いちやく
189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)
354-8276 (四日市市子ども家庭課)

少しでも虐待の可能性を感じたら、どうか迷わずお電話ください。あなたの通告で救われる命があります。

子どもや保護者のこんなサインに要注意

子どものサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者のサイン

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて不自然な説明をする

これらは保護者による不適切な養育であり、児童虐待にあたります。



子ども計画への意見募集(予告)

本市では、令和7年度から5年間の子ども・子育てに関する方針や取り組みをまとめた「子ども計画」を作成しています。令和6年12月末から令和7年1月末にかけて、市ホームページなどでパブリックコメントを実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。



●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は 子ども未来課 ☎354-8038 FAX354-8061